

○教員経験により隣接他校種の免許を取得する場合（別表第8）（省令第18条の2）

幼・中 → 小

【検定による授与】

1 基礎資格・修得単位数等

|  |   |  |   |   |              |
|--|---|--|---|---|--------------|
| 取得免許状  | 小学校教諭2種普通免許状  |  |   |   |              |
| 基礎資格(基礎免許状)                                  | 幼稚園教諭普通免許状  | 種別(専修・1種・2種)は問わない  |   |   |              |
|  | 中学校教諭普通免許状  |  |   |   |              |
| 最低在職年数(教員として)                                | 3年  | ・基礎資格を得た後(基礎免許状取得後)の在職年数に限る<br>・校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、養護教諭、栄養教諭としての任用期間は含まない ※教諭兼務期間は含むことができる           |   |   |              |
| 最低在職年数を満たす学校種                                | 基礎資格  | 満たす学校種   |   |   |              |
|  | 幼稚園   | ・幼稚園<br>・幼保連携型認定こども園<br>・特別支援学校の幼稚部又は小学部<br>※小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部                              | ・基礎資格(基礎免許状)取得後の臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む<br>※専科担任、臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む  |   |              |
|  | 中学校   | ・中学校<br>・義務教育学校(前期・後期課程を問わない)<br>・中等教育学校(前期課程に限る)<br>・特別支援学校の小学部又は中学部<br>※小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部 | ・小中一貫校は、所属校種を問わない<br>・中高一貫校は、中学校での経験年数に限る<br>・基礎資格(基礎免許状)取得後の臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む<br>※専科担任、臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む |   |              |
| 単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数<br><br>(免許法施行規則第18条の2) | 基礎資格(基礎免許状)   | 幼稚園  | 中学校   | 備考(留意事項)  |              |
|  | 各教科の指導法に関する科目   | 10   | 10  | ・国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける)のうち5教科以上について、各2単位以上修得<br>・所有する中学校教諭免許の免許教科に相当する教科は、すべて除く(例:中学(数学・理科)→算数・理科は除く)<br>・幼稚園教諭免許を所有する場合は、生活は除く<br>・「各教科の指導法」の事項のみで単位構成されている単位に限る |              |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目   | ①生徒指導の理論及び方法<br>②教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法<br>③進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                          | 1   | 2   | ※①～③をすべて含むこと |
|  | 合計修得単位数   | 13   | 12  |   |              |
| 留意事項   | ・最低在職年数からは、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く<br>・修得単位は、基礎資格としての免許状取得後に修得した単位に限る<br>・認定講習で認定できる単位は、別表第8対応の単位に限る<br>・中学校教諭が基礎免許状の場合、在職年数は教科を問わない |  |   |   |              |

2 単位軽減

最低在職年数としての3年以上の勤務経験に加え、小学校、小中一貫校の中学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部での教員経験が1年以上ある場合には、単位軽減が可能(専科担任、少人数指導等を含む)

|                                   |                                     |   |    |     |    |   |   |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---|----|-----|----|---|---|
| 小学校等での教員としての勤務経験(3年以上の勤務経験に加える年数) | 各教科の指導法に関する科目                       | 幼稚園   |    | 中学校 |    | 備考  |   |
|                                   |                                     | 1年  | 2年 | 1年  | 2年 |   |   |
| 軽減後の修得必要単位数                       | 道徳の理論及び指導法                          | 1   | 1  |     |    | ※上の表の「各教科の指導法に関する科目」欄の「備考(留意事項)」を参照<br><br>※①～③をすべて含むこと |   |
|                                   | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | ①生徒指導の理論及び方法<br>②教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法<br>③進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 2  | 1   | 2  |   | 1 |
|                                   | 合計修得単位数                             | 10  | 7  | 9   | 6  |   |   |

3 在職年数の計算方法

※最低在職年数・単位軽減のための加算年数とも同じ

|  |  |  |
|--|--|--|
| 【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「教育職員(教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等)」としての期間に限る<br>※養護教諭(助教諭)、栄養教諭としての期間は含まない |  | (注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は、最低在職年数期間には含まれない<br>※教諭兼務期間は含むことができる<br><br>(注2)支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない |
| 1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合  | 勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない(日割り加算有)                       | ※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認<br>(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない                   |
| 2 非常勤講師の場合   | 週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる                                     |  |
| ① 週12時間以上勤務の場合   | 1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無)                                     | (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)   |
| ② 週12時間未満勤務の場合   | 以下の計算式に当てはめて算出<br>週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間<br>※小数点以下切り捨て | ※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可<br>(例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)               |

4 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑩返信用封筒を除く)

|                                     |  |   |
|-------------------------------------|--|---|
| ①申請書、②履歴書、③宣誓書                      | 「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出(保育士も要提出)  | ・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください<br>・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください<br>・仮申請フォームを使用したオンライン申請の場合は不要  |
| ④手数料                                | 令和8年3月授与まで:5,000円<br>令和8年4月授与以降:5,800円<br>※令和8年3月授与の申請期限は、令和8年3月25日です  | 手数料納付方法は下記のとおりです。<br>・オンライン納付(クレジットカード、PayPay)<br>・定額小為替(「お名前」欄には何も書かないでください)<br>・来庁による納付(ご来庁前に必ずご連絡ください)<br>詳細はホームページ「申請の流れ、必要書類等(授与・検定)」をご確認ください。   |
| ⑤学力に関する証明書【原本】                      | 上記1, 2に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」  | ・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可)<br>・認定講習での修得単位は、「別表第8」対応のものであること  |
| ⑥既に所有している免許状の写し<br>または、免許状授与証明書【原本】 | 免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要  | ・今回の免許状授与申請の基礎免許となる免許状の写しは必須  |
| ⑦人物に関する証明書【原本】                      | 現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼   | ※証明から3カ月以内のもの<br>・「証明者」は、校長・園長 など<br>・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(任用者、雇用者)<br>・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要<br>・「⑨身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印<br>・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可) |
| ⑧実務に関する証明書【原本】                      | 最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼  |   |
| ⑨身体に関する証明書【原本】                      | 現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明<br>無職の者は、医師の証明  |   |
| ⑩返信用封筒                              | 角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合)<br>620円(5枚以上の場合)   | ・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください<br>・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課管理免許係」と明記してください  |
| ◆その他<br>⑪戸籍抄本など<br>※発行から3カ月以内のもの    | 以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要<br>・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合<br>・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合 | ・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です<br>※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください  |